

兵庫県公報

平成28年10月4日 火曜日 第2838号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同） | 1 |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） | 2 |
| ○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課） | 3 |
| ○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課） | 3 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課） | 4 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課） | 6 |
| ○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課） | 6 |
| ○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（同） | 7 |
| 公 告 | |
| ○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課） | 7 |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） | 7 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（管理課） | 8 |

告 示

兵庫県告示第851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
廣 田 高 司

住 所
加東市小沢447番地

~~~~~

### 兵庫県告示第852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

### 氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所



良事業計画を平成28年9月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名        | 地区名   | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所 |
|------------|-------|--------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 細倉池地区 | 平成28年10月4日から<br>同 月24日まで | 姫路市役所 |



**兵庫県告示第854号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年11月1日（火）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 姫路市北条1—98 兵庫県姫路総合庁舎 401会議室

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

- (1) 提出書類  
林業種苗生産事業者講習会申込書  
申込書は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課及び各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあっては阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。
- (2) 提出期間  
平成28年10月4日（火）から平成28年10月21日（金）まで  
なお、郵送の場合は、平成28年10月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 提出先  
住所地を管轄する各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあっては阪神北県民局阪神農林振興事務所）
- (4) 講習手数料  
14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。



**兵庫県告示第855号**

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 件名

漁業関係法令違反に係る停泊命令

2 日時

平成28年10月7日（金）午後1時30分から午後2時15分まで

3 場所

兵庫県庁2号館11階B会議室



**兵庫県告示第856号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多可郡多可町加美区寺内字入相山616の1、616の2、616の4、617の1、617の7、617の9、617の11、617の13、617の15、617の17から617の19まで、617の21、617の23、617の25、618の1から618の4まで、618の6、618の7、618の9、618の11、618の15、618の20、618の21、618の28、618の31、618の34、618の36、618の39、618の43、618の45、618の49から618の51まで、618の53、618の55、618の57、618の58、618の60から618の62まで、618の64、618の66、618の94、618の96、618の98、618の99、618の101、618の103から618の108まで、618の110、618の112、618の114、618の116、618の118、618の119、618の121

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第857号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量（数値地形図作成及び路線測量））

2 作業期間

平成28年8月5日から同年12月5日まで

3 作業地域

姫路市夢前町菅生潤



**兵庫県告示第858号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳修正）

- 2 作業期間  
平成28年9月15日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域  
神戸市全域



**兵庫県告示第859号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量及び数値図化）
- 2 作業期間  
平成28年8月22日から平成29年3月22日まで
- 3 作業地域  
姫路市中南部



**兵庫県告示第860号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量 39点）
- 2 作業期間  
平成28年8月22日から平成29年3月17日まで
- 3 作業地域  
尼崎市南武庫之荘5丁目ほか



**兵庫県告示第861号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年5月9日から同年7月30日まで
- 3 作業地域  
宍粟市の一部



**兵庫県告示第862号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）

- 2 作業期間  
平成27年5月11日から同年6月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市戸ノ内町3丁目地内



**兵庫県告示第863号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
3級基準点測量（再設）
- 2 作業期間  
平成28年7月14日から同年9月12日まで
- 3 作業地域  
西宮市高松町の一部



**兵庫県告示第864号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社オリエント・ワークス  
代表者の氏名 大 谷 直 子  
住所 加東市穂積782番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）兵庫県加東市滝野社ホテル  
所在地 加東市穂積782番地 他6筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成28年10月4日から同月17日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成28年10月4日から同月17日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第865号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合

事務所の所在地 加古郡稲美町国安1150番地の1  
設立認可の年月日 平成13年8月24日

2 定款の変更の内容

総代の定数  
変更前 38人  
変更後 42人

3 変更認可の年月日

平成28年9月20日



**兵庫県告示第866号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 組合の名称

三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成24年12月から平成29年9月まで

3 施行地区

三田市駅前町の一部

4 事務所の所在地

三田市中央町9番34号

5 組合設立認可の年月日

平成24年12月3日

6 定款変更認可の年月日

平成28年9月21日

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限       | 使用者の住所 | 交付県民局  | 紛失年月    |
|----|---------|------------|--------|--------|---------|
| 船舶 | A291046 | 平成29年7月26日 | 明石市    | 東播磨県民局 | 平成28年6月 |



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パピオスあかし  
所在地 明石市大明石町一丁目1199—2ほか

2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要

法令に基づく届出及び規制基準の遵守  
事業所における騒音の規制基準を遵守するよう努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年10月4日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第1工区）

加東市山国字花折2004番7、2004番344、2004番345、2004番350、2004番344地先里道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部俊則

3 許可年月日及び許可番号

平成28年9月13日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8-2号（28加東）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町堂本字五反田228番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永273番地

三木英昭

3 許可年月日及び許可番号

平成28年9月5日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-2-2号（28たつの）



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年10月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

平成28年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方等を決定した日

平成28年9月9日



- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
旭成紙業株式会社 神戸市東灘区魚崎浜町27-21
- 5 契約単価（税抜）  
B 4 1,829円  
A 3 1,464円  
A 4 1,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成28年7月29日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。